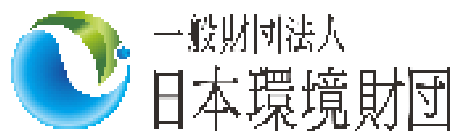


平成30年度  
一般財団法人日本環境財団  
研究助成金 募集案内

平成30年6月



## 平成30年度 研究助成金交付申請の募集概要

日本環境財団は、環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究を行う団体およびそれらの団体に所属する個人に対し助成を行っています。  
環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究を意欲的に取り組まれている団体およびそれらの団体に所属する個人が積極的に応募されることを期待しています。

研究助成金の交付は、「一般財団法人日本環境財団研究助成金交付要綱」に基づいて実施されます。本案内書に掲載されている研究助成金交付完了までのフロー（p i）、平成30年度研究助成金の募集要領（p 1～p 3）、および審査方針（p 4）等をご覧の上ご応募願います。

### 応募期間

平成30年8月1日(水)～平成29年8月31日(金) (必着)  
※持込の場合は午後5時まで

### 研究助成の対象となる団体および個人 (詳しくは募集要領1. (p 1) をご覧ください)

「民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体ならびに学術機関」およびそれらの団体に所属する個人が対象であり、具体的には次の団体およびそれらの団体に所属する個人が対象となります。

- a. 財団法人もしくは社団法人、またはこれに準ずる非営利法人（b. に該当するものは除く）およびそれらの団体に所属する個人
- b. 特定非営利活動法人
- c. 国立大学法人ならびに私立大学等の学術団体、またはこれに準ずる学術団体およびそれらの団体に所属する個人

### 研究助成の対象となる研究 (詳しくは募集要領2. (p 2) をご覧ください)

民間団体およびそれらの団体に所属する個人が行う環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究で、次のいずれかに該当するものとします。

- a. 国内に事務所を有する民間団体およびそれらの団体に所属する個人による環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究
- b. 国内に事務所を有する学術団体およびそれらの団体に所属する個人による環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究

### 助成額の上限と下限

助成額の上限は100万円とし、下限は50万円とします。  
助成額は一般財団法人日本環境財団研究助成金運営委員会において審議のうえ、決定します。

**審査重点事項など** (詳しくは審査方針 (p 4) をご覧ください)

平成30年度の審査に当たっては、環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる下記①～⑤の事項を優先的に配慮して採択案件の選定を行います。

- ①有機農業に関わる研究      ②発酵食品に関わる研究      ③森林に関わる研究
- ④省エネルギーに関わる研究      ⑤リサイクルに関わる研究

**助成の対象となる研究の期間**

平成30年4月1日～平成31年3月31日

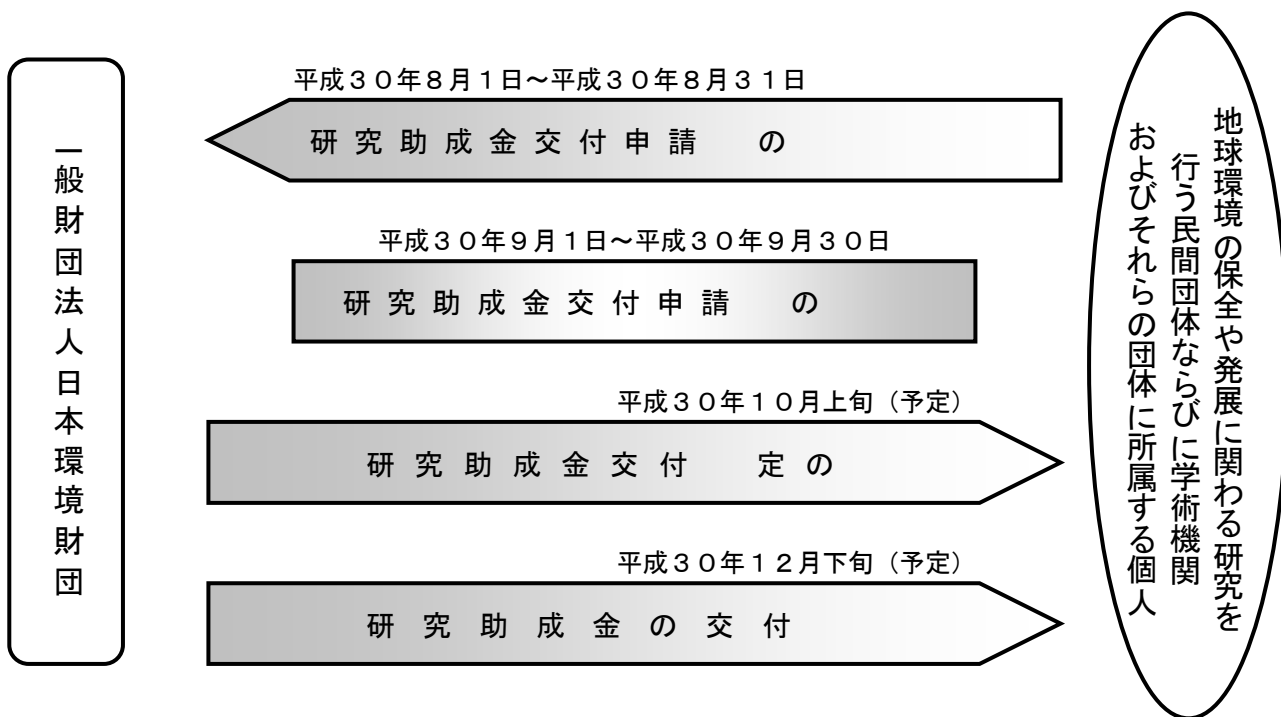
※交付決定日前の活動も対象となります

## 募集案内目次

研究助成金交付申請から交付決定までの手続きの流れ	・・・・・・・・	i
◇一般財団法人日本環境財団研究助成金交付申請 募集要領		
1. 助成の対象となる団体および個人	・・・・・・・・	1
2. 助成の対象となる研究	・・・・・・・・	2
3. 助成の対象とならない研究	・・・・・・・・	2
4. 助成金の支払い手続き	・・・・・・・・	2
5. その他の注意事項	・・・・・・・・	2
6. 提出書類および提出方法ならびに提出先	・・・・・・・・	3
7. その他お問合せ	・・・・・・・・	3
◇審査方針		
1. 平成30年度一般財団法人日本環境財団研究助成金交付申請審査に あたっての重点配慮事項	・・・・・・・・	4
2. 申請審査の観点	・・・・・・・・	4
◇研究助成金交付申請書		
1. 申請書類の作成と提出にあたっての注意事項	・・・・・・・・	5
2. 交付申請時の提出書類のチェックリスト	・・・・・・・・	7
3. 一般財団法人日本環境財団研究助成金交付申請書（「様式1」）	・・・・・・・・	様式1
4. 過去の研究実績（交付申請書「様式1-2」）	・・・・・・・・	様式1-2
◇一般財団法人日本環境財団研究助成金交付要綱（抄）	・・・・・・・・	8

## 研究助成金交付申請から交付決定までの手続きの流れ

研究助成金交付申請から交付決定までの手続きの流れは、以下のとおりです。



一般財団法人日本環境財団  
研究助成金交付申請  
募 集 要

平成30年度

一般財団法人日本環境財団 研究助成金交付申請

募集要

はじめに

一般財団法人日本環境財団研究助成金の交付対象となる研究は、一般財団法人日本環境財団研究助成金交付要綱に基づき毎年広く公募され、一般財団法人日本環境財団研究助成金運営委員会および一般財団法人日本環境財団理事会の意見を聞いて決定されます。助成の対象となる団体および個人、対象となる研究の要件ならびに応募の手続きについては、この要領をご覧の上研究助成金交付申請書を作成し、必要な書類とともに必ず下記の受付期間内にご提出ください。

**受付期間：平成30年8月1日(水)～平成30年8月31日(金) (必着)**

※持込の場合は午後5時まで

1. 助成の対象となる団体および個人

研究助成金の交付を受けることができる団体および個人は、環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究を行う民間の団体およびそれらの団体に所属する個人で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づく学術機関、ならびに私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定に基づく学術機関、またはこれに準ずる学術機関およびそれらの団体に所属する個人
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人（公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定を受けた法人を含む）またはこれに準ずる非営利法人（（3）に該当するものを除く）およびそれらの団体に所属する個人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人
- (4) 法人格を有さず、営利を目的としない民間団体およびそれらの団体に所属する個人で、次の条件を全て満たすもの
  - a. 定款、寄附行為に準ずる規約を有すること
  - b. 団体の意思を決定し、申請に係る研究を執行する組織が確立していること
  - c. 研究の本拠としての事務所を有すること
  - d. 研究の実績等から見て、申請に係る研究を確実に実施することができると認められること

ただし、上記に該当する団体であっても、過去3年以内に他の補助、助成事業において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく交付決定の取り消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがある場合、または、当該処分を受けた際の団体の役員が、代表者またはこれに相当する者として含まれている場合は、助成の対象団体となりません。

## 2. 助成の対象となる研究

助成の対象となる研究は、前記1.の団体が行う環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究で、次のように大別されます。

- (1) 国内に事務所を有する学術団体およびそれらの団体に所属する個人による環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究
- (2) 国内に事務所を有する民間団体およびそれらの団体に所属する個人による環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究

また、環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究の分野は、次のように分けるものとします。

- ① 省エネルギー関連
- ② リサイクル関連
- ③ 発酵食品関連
- ④ 有機農業関連
- ⑤ 森林関連
- ⑥ その他環境一般

## 3. 助成の対象とならない研究

前記2.に該当する研究であっても、次の各号に該当するものについては助成の対象となりません。

- (1) わが国または他国の行政機関の施策として行われる研究
- (2) 特定の事業者の業務上の利益のために行われる研究
- (3) 貸付、融資、出資、そのた助成に係る資金の回収が見込まれる研究
- (4) 政治的または宗教的宣伝を目的としていると認められる研究
- (5) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする研究
- (7) その他民間団体が担うにふさわしくないと認められる研究

## 4. 助成金の支払い手続き

一般財団法人日本環境財団の研究助成金は「一括払い」の方式を採用しています。

交付が決定した後、「一般財団法人日本環境財団研究助成金交付要綱」に基づいて実施されます。

ただし、助成対象となった団体および個人の側に特別な定めがある場合はその限りではありませんので、ご相談ください。

## 5. その他の注意事項

- (1) 申請書は、助成対象研究の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について採択後大幅な変更が生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。  
なお、助成金交付決定の後に、助成対象研究の内容に重大な変更が生じた場合には、助成金が交付されないことがあります。
- (2) 助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成対象となった団体および個人に対し報告を求め、または財団職員にその団体を調査させ、必要な措置を指示するほか、不正の事実などが認められた場合には、交付決定の取り消しおよび助成金の返還を命じる場合がありますのでご承知おきください。
- (3) 助成対象となった団体および個人には、助成事業の透明性を図るとともに市民に対する説明責任を果たすという観点から、年度終了後に実績報告書を提出していただきます。



## 6. 提出書類ならびに提出先

### (1) 提出書類

- a. 研究助成金交付申請書（様式1）
- b. 過去の研究実績（様式1-2）
- c. 受付確認の連絡用官製ハガキ（1枚）
- d. 交付可否の連絡用官製ハガキ（1枚）

### (2) 提出先

一般財団法人日本環境財団 研究助成金担当  
〒150-0002

東京都渋谷区渋谷3-26-18 矢倉ビル2階

申請書には官製ハガキ等の添付書類を伴うことから、ファックス、ならびに電子メールによる受付は一切いたしませんので、ご承知おきください（お送りいただきましても無効とさせていただきます）。

なお、郵送とファックス、ならびに郵送と電子メールといった別便での提出は、他の申請や問合せと混同するため、提出を無効とさせていただきますのでご承知おきください。

また、郵送におきましても、別便での提出は他の申請と混同するため一切受付いたしません。上記（1）のa、b、c、dすべてを揃えた上でご提出ください。

※返信用はがきの宛名書き等に関する注意点

複写機にて印刷をする都合上、熱により消えるタイプのペンは使用しないでください

## 7. その他お問合せ

募集要領に記載がないその他のお問合せは、以下までお願いします。

一般財団法人日本環境財団 事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-26-18 矢倉ビル2階

TEL：03-6450-5201（平日10時から17時まで）

FAX：03-6450-5203

e-mail：grant-jef@jef.jp（問合せ専用）



助成金交付申請については、一般財団法人日本環境財団研究助成金運営委員会および一般財団法人日本環境財団理事会の審議を経て採否が決定されることとなります。

平成30年度の一般財団法人日本環境財団研究助成金の審査に当たっては、以下の審査方針に基づいて採択案件の選定を行うこととなりますので、審査方針を精読し、これに十分留意して「研究助成金交付申請書」を作成してください。

## 1. 平成30年度一般財団法人日本環境財団研究助成金交付申請審査に当たっての重点配慮事項

一般財団法人日本環境財団の平成30年度事業計画に掲げている個人及び団体などの生活環境改善や環境保全のための優れた調査・研究に対して研究資金の助成支援の寄与に貢献するため、「省エネルギー」、「リサイクル」、「発酵食品」、「有機農業」、「森林」の保全や発展、ならびに生活環境の改善に関する研究を積極的に支援していく。

## 2. 申請審査の観点

提出された申請は、前述1.の重点配慮事項に加えて、以下のポイントに留意しつつ審査されます。

### ①研究の必要性

他に先行した類似の助成対象研究や過去に助成を受けた研究と同一の研究であっても、研究対象における環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究として有益と考えられるもの。

### ②実施の確実性

応募団体および個人として申請する研究を実施するために必要な知見、実績、専門性および組織要員、管理体制を有していること。実績については、一例として、半年あるいは1年以上の実績を有するか、あるいはこれに準ずる他の根拠がある場合を対象とします。

### ③研究の自主性

計画立案から研究作業までを応募団体および個人が自ら直接行う研究であること。外部団体等への委託が研究に占める割合の多くなる場合、助成の優先度は低くなります。

### ④研究が団体および個人の発展に役立つこと

助成を受けようとする研究について、団体および個人の研究に関する計画の中で団体および個人の発展につながるような位置づけがなされていること。

《 参 考 》 申請が不採択となる例

- ・具体的な研究計画を有さず、準備状況に不安がある場合
- ・研究の緊急性、必要性に欠けると思われる場合
- ・研究目的が環境の保全や発展ならびに生活環境の改善に関わる研究とはいえない場合
- ・研究の大部分が外部委託によるものである場合
- ・我が国または他国の行政機関の施策として行われる研究
- ・特定の事業者の事業上の利益のために行われる研究
- ・貸付、融資、出資、その他助成に係る資金の回収が見込まれる研究
- ・政治的または宗教的宣伝を目的としていると認められる研究
- ・その他民間団体および個人が担うにふさわしくないと認められる研究
- ・複数年にわたる研究の場合、当初計画から後年度の計画が大きく乖離している（目的が変わる）場合

# 研究助成金交付申請

## 研究助成金交付申請

### 1. 申請書類の作成に当たっての注意事項

- (1) 申請書は本案内の様式（「様式1」「様式1-2」）をコピーして使用するか、一般財団法人日本環境財団のホームページ (<http://www.jef.jp/grant/>) から様式をダウンロードする等してご記入ください。  
なお、提出書類は事務処理の都合上、片面印刷（コピー） をお願いします。  
※用紙には感熱紙を使用しないでください
- (2) 申請書は必ずしもパソコン等で作成する必要はありませんが、手書きの場合は黒のボールペンを使用の上、楷書でご記入いただきますようお願いいたします。  
※筆記具には熱により消えるインクのペンを使用しないでください
- (3) 申請書をパソコン等で作成する場合、書式等の変更は一切しないでください。
- (4) 申請書は全項目を記入してください。別添資料がある場合でも「別紙参照」などとはせず、要点を簡潔にまとめた上で枠内に収めてください。
- (5) 動植物に関わる研究については、その生物名を標準和名、学名とも明記してください。
- (6) その他、各事項の記入は以下を参考にしてください。
  - a. 「様式1」について
    - (a) 「申請者の種別・名称と連絡先住所」
      - a-1 申請者の種別・名称
        - ① 団体で申請の場合  
「◆団体の場合」欄にある「団体名」、「代表者名」、「申請者名」を記入し、「代表者」、「申請者」両名の捺印をしてください  
なお、代表者と申請者が同一の場合は、「申請者名」の記入、捺印は不要です
        - ② 個人で申請の場合  
「◆個人の場合」欄にある「申請者名」を記入し、捺印をしてください
      - a-2 連絡先住所  
団体、個人共、連絡先の住所を記入してください
    - (b) 「研究名」は、研究の内容を具体的に示し、かつ簡潔なものとしてください
    - (c) 「研究分野」は、主な分野に○印をしてください
    - (d) 「研究の目的および概要（趣旨・目的）」は、申請の対象となる活動を行う目的、意義、効果等を簡潔に記入してください
    - (e) 「研究の目的および概要（研究の概要）」は、研究の概要について、どこで（誰が）、何のために（いつ、誰を対象として）、何をするか（具体的な研究内容）を300字程度で取りまとめて記入してください
    - (f) 「(特記事項)」は、国からの委託費、補助金等を受けている場合は、その内容および金額を記入してください。その他、国内外の行政機関その他の行政機関との関係、研究または研究の対象に関する法令上の規制、手続き等がある場合には、その内容を記入してください
  - b. 「様式1-2」について  
「(過去の研究実績)」は、過去の主な研究実績を簡潔に記入してください。
  - c. 連絡用官製ハガキについて（「申請書受付確認用」、「交付可否連絡用」共通）  
表面には、返信先の住所、団体名、申請者氏名（または担当者氏名）を記入してください。  
裏面には、団体名、研究名を上半分に記入してください（下半分は空白にしておいてください）

## 2. 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書の受付は平成30年8月31日(金) (必着) 持込は午後5時迄です。
- (2) 書類提出に当たっては、提出書類すべてを揃えた上で受付期間内にまとめてご提出ください。書類に不備がある場合、正式な提出とはなりません(受付したこととなりません)。次ページ(p 7)掲載の「交付申請時の提出書類のチェックリスト」を参考に提出漏れのないようご注意ください。
- (3) ファックスおよび電子メールで書類を送付された場合、正式な提出とはなりません(受付したこととなりません)。

交付申請 の の  
(申請 )

- 1) 研究助成金交付申請書「様式1」 . . . . . 1部
- ・用紙はA4を使用すること
  - ・複数年度にわたり実施する研究については、平成28年度に実施する研究内容を記入すること
- 内の
- 申請年月日
- 【団体の場合】団体名・代表者氏名・捺印・申請者氏名・捺印
- 【個人の場合】申請者氏名・捺印
- 住所
- 研究名
- 研究分野
- 研究の目的および概要（趣旨・目的）
- 研究の目的および概要（研究の概要）
- （特記事項）※特記する事項がある場合のみ
- 2) 研究助成金交付申請書「様式1-2」 . . . . . 1部
- ・用紙はA4を使用すること
- 3) 未使用の官製ハガキ（申請書受付確認用） . . . . . 1枚
- ・表面には、返信先の住所、団体名、申請者氏名（または担当者氏名）を記入すること
  - ・裏面には、上半分に団体名、研究名を記入すること（下半分は空白にしておくこと）
- 〔 一般財団法人日本環境財団で申請書受付時に受領印を押印してハガキを返信します。  
申請書の受付確認は返信ハガキのみとし、電話等では一切行いませんのでご注意ください。 〕
- 4) 未使用の官製ハガキ（交付可否連絡用） . . . . . 1枚
- ・表面には返信先の住所、団体名、申請者氏名（または担当者氏名）を記入すること
  - ・裏面には、上半分に団体名、研究名を記入すること（下半分は空白にしておくこと）
- 〔 審査の結果を記載し、ハガキを返信します。  
交付の可否確認は返信ハガキのみとし、電話等では一切行いませんのでご注意ください。 〕

一般財団法人日本環境財団  
研究助成金交付申請

申 請 年 月 日
年 月 日

一般財団法人日本環境財団

下の研究 の 一般財団法人日本環境財団助成金交付要 の 定  
助成金の交付 申請

申請 の	団 団 人の	
	団	
	代表者名	㊞
	申請者名	㊞
	◆個人の場合	
	申請者名	㊞
	住所	
研究		
研究	の 環境一般	
研究の 概要	(趣旨・目的)	
	(研究の概要)	
( )		



(過去の研究実績)

# 一般財団法人日本環境財団 研究助成金交付要（ ）

一般財団法人日本環境財団研究助成金交付要（ ） 交付要の本  
本  
一般財団法人日本環境財団（ ）

## 一般財団法人日本環境財団研究助成金交付要 ( )

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人日本環境財団（以下「財団」という。）が民間環境保全研究の助成のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成研究)

第2条 助成金の交付の対象となる研究（以下「助成研究」という。）は、環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する上で適切な研究であり、次に掲げるものとする。日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下同じ。）およびそれらの団体に所属する個人による環境の保全を図るための研究とする。

2 助成研究は、国家的見地から行われる資源エネルギー等に係る政策的事業、特定の事業者の用に供される研究、投下資金の改修が期待される研究、その他民間団体および個人が担うにふさわしくない内容のものでないこととする。

### (助成金交付申請書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、「一般財団法人日本環境財団研究助成金 交付申請書」（様式1、1-2）を一般財団法人日本環境財団理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

### (助成金交付等の通知)

第4条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る事項を審査の上、助成しようとする研究および交付しようとする助成金の額を決定し、「一般財団法人日本環境財団研究助成金 交付決定通知書」（様式2）により、当該申請書を提出した者（以下「助成対象者」という。）に通知するものとする。

2 助成対象者は、前項の通知書を受理したときは、交付希望金融口座の情報を「一般財団法人日本環境財団研究助成金 振込口座登録依頼書」（様式3）を提出するものとする。

### (助成金交付等の取り消し)

第5条 理事長は、助成対象者の研究について次の各号に該当する事実があると認めるときは、交付前、交付後に関わらず、その決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の申請について、不正の事実があった場合
- (2) 助成対象者が助成金を助成研究以外の用途に使用した場合
- (3) 助成研究の遂行が助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反していると認められる場合
- (4) 助成対象者が第12条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げまたは忌避した場合
- (5) その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

2 理事長は、前項の場合、「一般財団法人日本環境財団研究助成金 交付決定取消通知書」（様式4）により、助成決定者に通知するものとする。

### (交付申請の取り下げ)

第6条 助成対象者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があることにより助成金交付の申請を取り下げようとするときは、理事長が定める期間内に、「一般財団法人日本環境財団研究助成金 交付申請取下書」（様式5）を理事長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成研究の変更の承認)

第7条 助成対象者は、助成研究の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときには、あらかじめ「一般財団法人日本環境財団研究助成金 助成研究計画変更承認申請書」（様式6）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、「一般財団法人日本環境財団研究助成金 助成研究計画変更承認通知書」（様式7）により助成対象者に通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の場合において必要と認めるときは、助成金の交付の決定内容を変更し、または条件を付することができるものとする。

(計画の中止の承認)

第8条 助成対象者は、助成研究を中止しようとするときには、あらかじめ「一般財団法人日本環境財団研究助成金 助成研究中止承認申請書」（様式8）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、これを審査し、中止を承認することを決定したときは、「一般財団法人日本環境財団研究助成金 助成研究中止承認通知書」（様式9）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成研究実績報告書の提出)

第9条 助成対象者は、助成研究を完了したとき（中止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日または翌年度の5月末日のいずれか早い日までに、「一般財団法人日本環境財団研究助成金 助成研究実績報告書」（様式10、10-2（概要）、ならびにA4用紙2枚以上10枚以下の報告書）を理事長に提出しなければならない。なお、助成対象者が規定による報告書の提出期限内に提出を完了しないときは、第5条第1項（5）に該当するとみなすものとする。

(助成研究報告会)

第10条 助成対象者は、一般財団法人日本環境財団が開催する「健康と環境フォーラム ～助成研究報告会～」にて、当該研究について報告をしなければならない。なお、助成対象者が報告会への参加をしないときは、第5条第1項（5）に該当するとみなすものとする。

(助成金の返還)

第11条 理事長は、第5条第1項の規定による助成研究の取り消しをした場合、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全額の返還を命ずるものとする。なお、返還期限は返還命令の日から20日以内とする。

- 2 理事長は、第8条第2項の規定による助成研究の中止をした場合、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全額を経過月数の割合で計算した金額の返還を命ずるものとする。なお、返還期限は返還命令の日から1か月以内とする。

(遅滞金)

第12条 助成対象者は、前条の規定による助成金の返還を命じられた場合において、その定められた返還期限内に返還が完了しないときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅滞金を理事長に納付しなければならない。

- 2 理事長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該遅滞金の一部または全部を免除することができるものとする。

(調査等)

第13条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、または財団の職員にその事務所等に立ち入り調査させ、もしくは関係者に対し質問させることができるものとする。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成研究が助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができるものとする。

3 助成対象者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(附則)

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成21年12月17日に改定し、施行する。

(附則)

この細則は、平成22年6月28日に改定し、施行する。

(附則)

この細則は、平成25年5月29日に改定し、施行する。

(附則)

この細則は、平成26年6月30日に改定し、施行する。